

第十三回国会 衆議院

通商産業委員会・運輸委員会連合審査会議録第四号

昭和二十七年五月二十八日(水曜日) 午前十時四十一分開議

出席委員

通商産業委員会

委員長代理 阿左美廣治君

理事 多武良哲三君

小川 平二君

高橋清治郎君

運輸委員会

委員長 岡村利右衛門君

理事 黒澤富次郎君

岡田 五郎君

關谷 勝利君

坪内 八郎君

出席國務大臣

運輸大臣 村上 義一君

出席政府委員

通商産業政務次官 本間 俊一君

航空庁長官 大庭 哲夫君

運輸事務官 (航空庁次長) 野澤 一男君

委員外の出席者

通商産業委員 谷崎 明君

通商産業委員 越田 清七君

運輸委員 岩村 勝君

本日(の)會議に付した事件

航空法案(内閣提出第一七九号)

航空機製造法案(内閣提出第二二六号)

○岡村委員長

これより通商産業委員会、運輸委員会連合審査会を開会いたします。

航空法案及び航空機製造法案を一括

議題とし、質疑を続けます。質疑の通告がありますので、これを許します。岡谷君。

○岡谷委員 航空機製造法案につきまして、本閣政務次官にお尋ねをいたしたいと思ひます。昨日来の政務次官の答弁を聞いておきますと、まことに円転滑脱と申しますか、まことに上手と申しますか、ピンとをはずした、しかものりくりりとした答弁をせられておるようでありまして、日ごろの本閣政務次官の明確なる性格に似合わない御答弁があるようでありまして、本日は少しはつきりした御答弁を願いたいと思ひます。

この航空機の製造法案を見ておきますと、通産省が何とかして航空機の生産の行政を所管したいというふうな事柄について苦慮した跡が歴然と認められるのであります。そのために、責任の明確でないような、二重行政というふうな点も現われて参りますし、責任も明確でない。将来これでは航空機行政の混乱が起るのではないか、こういうふうなことがどこどころかがわれるのであります。私はこのような航空機製造法と称するこの法案の内容を見ても、まことに矛盾が多いというふうな気持もするのでございますが、良心的に考えて、政務次官はこれを撤回するという御意思があるかどうかというのを一度伺つておきたいと思ひます。

○本閣政府委員 お答えを申し上げます。通産省が航空機を所管したい

と主張いたしておりますのは、私が当委員会におきまして、いろいろと御説明を申し上げたのでございまして、航空機工業の性格にかんがみまして、通産省が所管をいたしますことが、航空機工業の発達のために必要であるという見解で、私どもは航空機生産はぜひとも通産省にやらしてほしいという主張をいたして来ておるわけでございますから、その点はどうか御了承を賜りたいと思つ次第でございます。

それからこの航空機の製造法案を撤回する意思があるかというお尋ねでございますが、これは撤回する意思はございません。

○岡谷委員 法案の内容につきまして少しくお尋ねをいたしたいと思つておられます。この航空機製造法案を見ておきますと、第三條によりましてこの事業が届出制になつておるのであります。まことに民主的だと申しますか、非常にやわらかな法律のようになっていますのであります。さて、一歩内容へ入つて見ますと、その製造の設備については通産省の検査を受け、それに合格した工場でなければ飛行機を生産してはならない、こう書いておるのであります。

〔委員長退席、満尾委員長代理着席〕

さらに第八條におきましては、たとえばその検査に合格した工場であつたら飛行機であつても、通産省の承認がなければ、引渡してはならない、こう書いておるのであります。届出制

と申しながら、このようなことをやつておきますと、許可制以上のものになつて来るのであります。私たちがこういう点について非常な疑問を持つておるのであります。なお、設備についての検査の問題を取上げて考えてみますと、検査に合格しなければ飛行機を生産できないという事になつて参りますと、せつかく各種の設備をして工場をつくつてみたものの、さて検査を受けてみると不合格であるという場合には、通産省の役人の指示に従つていろいろと改良設備をしなければ飛行機をつくれぬということになつておるのであります。結局、實質においては製造事業は、許可を得るにあらざれば行えないという事になつておるのであります。これならば、工場の関係は届出制ということにせず、むしろこれを許可制として最初から、こう指導監督をしてこれをつくらうと、こういうふうなことがほんとうである、私たちは考えるのであります。これは要するに、政府が民衆に対してはあまり干渉しないというふうなことを表面で装つてはおるが、實質的にはその効果をねらつておるというふうなことであります。悪く言

えば羊頭を掲げて狗肉を売るといふようなことではないかと、私たちは考えらるるのであります。この表面は届出制でありながら、第六條において設備というものを許可制にした理由、どういう考えでこういうふうな法律をつくつたのか、この点について政務次官の御答

弁を伺いたい。

○本閣政府委員 実はこの法案を準備いたしました過程において、許可主義にするか、届出主義によるかということについては、非常に議論のあつたところでございます。いろいろ議論をいたしました結果、許可主義ということよりも、届出主義にいたしまして、そうして御承知のように、飛行機は非常に安全をたつとぶものではないかと、高性能、高品質でなければならぬわけでございます。それから航空機工業は、御承知でもあろうかと思ひますが、その性格上マス・プロの施設がどうしても必要でございます。関係上、飛行機生産を

したいという工場を、どういふ設備で、どういふ方法でやるかということ

を検査いたしまして、できるだけマス・プロ生産設備で、しかも飛行機の生産方法の一定の基準に合致せしめるような設備をいたさせまして、できるだけ品質と性能の均一性をはかつて参りたい、こういう考えから、一応届出主義にいたしまして、その設備の検査をいたし、ただいま申し上げたような目的に合致して行きたいという趣旨でございます。

○岡谷委員 それなら最初から許可制にして、そうしてどういふふうなことを設備をすればそれで許可することが出来る。通産省あたりの意図通りのものができるといふようなことで、むしろ許可制にして最初から十分に監督するのが至当であると私は考えるのであ

ります。届出制であります。届けつばなしでいいというふうなことになる。参りまして、自然にこういふことをすればこれでやつて行けるというふうな工場の自主性がそこに現われて来るわけでありまして、それがもし通産省の意見と異なる場合はいつまで検査を受けてもやらしてくれない、せつかく歴大な設備をしたものが、許可してくれないために飛行機の生産ができない、こういうふうな矛盾が出て来ると思いますが、この点について政務次官の御見解を承りたいと思つてます。

○本間政府委員 たいま御指摘のありましたように、飛行機の特別な性格にかんがみて、最初から許可主義をとつたらいいじやないかということも一つの尊重すべき御意見であらうと思つてます。しかし御承知のように、航空機工業は非常に莫大な資金をもつて相当大きい設備をいたすわけでございまして、法文の上では届出主義になつておりますが、それらの工場の経営をしたいという所は、かつてに設備をいたしますとか、そして検査を受けるということになしに、事前にいろいろな相談もあらうと思つて、またその間においていろいろな指導もできるかと思つてございまして、届出主義をとつて検査をする方法にいたしましては、御心配のような面は実際の問題としては出ないのじやないか、こゝ私どもは考えております。

○關谷委員 そういふ歴大な設備をし、いろいろ研究してやる仕事だからそのような心配はいらぬというのであります。それが、それほど歴大な設備であり、そしていろいろつばな技術者も寄り、完全な器具をそろえることにな

るとすれば、この設備の検査というふうなことはいらぬようにもとれるのであります。むしろこういふものは廃止した方がいい。われ／＼が心配するような懸念がないとすれば、この検査の條文はいらぬものであると考へるのであります。政務次官の御見解を承りたいと思つてます。

○本間政府委員 許可主義にいたしても、いろいろな設備をして、その設備が私どもの考へている基準にはずれていけばいつまでたつても許可はもらえぬということになるわけでありまして、届出主義によつて設備を検査いたしましたして、できるだけ品質及び性能の均一性を保つて参りたいと思つて考へ、その点はそう違わないのじやないかと私は思つております。

○關谷委員 問い方によりますと右にありまして、まことに老練な御答弁で

あることは間違いない。届出制になつておつても非常な設備と莫大な資金を要するのだから、そのような許可をしないでも大体そういふ線に持つて行けると一方で言つておるかと思つて、一方ではこれはどうしても一定の規格にそろえなければならぬといふふうなことでありまして、右手と左手とを上手に使ひ合わせておられるようでありまして、私たちがとしては届出制にしながら検査をする、許可制にしないでやるというところにはどうしても疑念が晴れないのであります。こゝで通産省が非常にこの航空機製造という点に關しましてにらみをかきかそうといふようなことがあり／＼と現われておるとだけは間違いないのでありまして、この上はいかに押問答をいたしまして、これは老練に逃げられると思つて、見解の相違といふことになつて思つて、これ以上は追究いたしません。

第二にお尋ねいたしたいのは、さらにこのでござつた航空機といへども通産省の確認を得なければこれを他人に引渡してはならない、こゝいうふうな第八條において規定いたしておるのであります。この確認といふのはどういふことが確認になるか、その確認の定義をはつきりここに示していただきたい。

○本間政府委員 これは前々にも申し上げた点でございまして、私どもの方の製造確認書といふのは、その航空機工場で設備せられておるその設備を利用いたしまして、そうして一つの生産の方法がきまつておるわけでございますから、その方法に従つて飛行機が漸次つくられて行くわけでございます。

す。そのでござりました飛行機がどういふ製造工程、どういふ経過を経てきたかという、その航空機をつくられた経歴と申しますか、そういうものを正直に記載いたしました、それが私どもの製造確認書になるわけでありまして、そういたしますればござつた飛行機を買方にして、やはり私どものつた製造確認書を見ますればどういふ製造工程を経て、どういふふうなことでござつておるかということがわかるわけでございます。決してこれは最後に検査をいたしましたその検査に合格をするというふうな考え方はないのでございまして。

○關谷委員 大体この確認書というふうなものを通産省が出すということ、これは高度の安全性を必要とするものだからいろいろ／＼／＼といふふうな経過、工程等を書いたものを渡さなければ安全の証明にならないといふことだからこゝろされたのだらうと思つて、私はこの航空機製造法案で一番悪いところは、この工場の設置等の点に於いて通産省の監督ということはある意味において許されると思つて、でき上つた飛行機の確認書を出すことは行き過ぎであつて、これは当然航空庁の方へ所管せしむるのがほんとうであると思つて、ただこの確認書を出すだけならば、いつそでき上つた飛行機に対する耐空証明まで通産省が出して運輸省へ引渡す、そして事故が起つた場合の責任は通産省が絶対に引受け、こゝいうことにならなければならぬと思つております。確認書だけ出して、耐空証明は運輸省に出させる、だからできた品物がよい悪いについては責任を持たない、責任は耐空証明を

出す運輸省におつかふせて、自分の方では製造の方だけ握つて、その確認書は出すが責任を負わない、ただ確認書だけ出していかにもつばなものができておるのだ、こゝいうことで自己満足をする筋合ひではないと思つて、これは将来の航空行政の上において一番のがんになる、かように私考へておるのであります。この確認書を出すというならば、いつそ思ひ切つて耐空証明まで出すというふうなことに通産省が一步前進するか、あるいは確認書というふうなものを通産省が出すことをやめて、これは航空局、現在の航空庁に対してこれを所管せしめる。製品の検査は、すべてその工程にまで立ち至つてこれを航空局に譲る。いずれかにすることが、この航空行政の将来の混乱を防ぐことになるとは間違いないのであります。いかに名答弁をする本間政務次官として、これに対して答弁の余地はないと思つておりますが、いかなる答弁をせられるか、承つておきたいと思つて、

〔蒲尾委員長代理退席、阿左美委員長代理理席〕

○本間政府委員 原則といたしまして、生産を担当いたしております通産省が工場のいろいろ／＼なめんどうを見て行くわけでありまして、その場合に製造確認書がいらないのだという御見解でございまして、私どもはそれは考へないものであります。飛行機は安全性を非常にたつとされる品物でございまして、生産を担当いたします私どもがその飛行機がどういふ工程を経てどういふふうにつくられたかといふいわゆ

る確認書でございませうけれども、それを出すことが何か責任のつれだというふうな御批判でございませうが、まづたゞ私どもには微塵もそういう考えはございませぬ。

それからもしそれがどうしても必要なものであるならば、運輸省に製造確認書をつくらせたらどうかということでありませうが、そういたしますと、製造工場が両省の二元行政のもとになるということになりまして、それこそ御指摘のような混乱が起るわけでありまして、私どもはあくまでも製造事業はできるだけ一元的な行政のもとで、製造工場がすく／＼と伸びるという観点からは、どうしても製造確認書は必要なものであり、そしてこれは通産省が所管すべきものだというふうに考えております。

○閣下委員 それならば、私はいま一べん重ねてお尋ね申し上げたいのであります。二元行政になるというふうなことであります。工場設置、工場の監督に對しましては通産省がやり、製品に對しては航空局がやる、こういうふうなことになるのでございませうか。一方に對しては確認書を出してございませうが、さらにまた一方に對しては航空証明を出さなければならぬ。これは複雑を帯びて、これこそ二元行政というふうなことになるのであります。もしそれでやるとすれば、今後退した方の答弁がございましたが、責任をもつてというふうな確認書が出し得るものならば、むしろもう一步進んで航空証明を通産省が出して、その飛行機の機体による事故があつた場合にはその責任を負うのだ。一元行政のよいところは、

責任の明確化ということであるのであります。この航空証明を通産省が出すだけの御意思があるかどうか、その点を伺つておきたい。

○本間政府委員 私どもは最初から、生産は一元的に通産省でやりたいという考え方を持つて、御承知のようないろいろな経過を経ましてこの裁定案ができておるわけでありませうから、私の方でたゞいま航空証明までやるというふうには考えておりませぬ。

○閣下委員 この法案は、どう考えましても、結局通産省が航空機の製造の製品検査までしたいという、なわ張り争いから来たのであると私は思ひます。そしてこの航空証明というものは運輸省に出さす。中がどんなものやらわからずに運輸大臣は航空証明を出して、それで通産省のやつた確認書の中にも誤りがあつた場合にでも、その責任までも航空証明を出した運輸大臣が負わなければならぬ。まことに通産省としては便宜のいい法律でありませう。責任のつれな法律であることだけは間違いないのであります。この点はいくら申し上げても一向お感じないようでありませうので、これ以上申し上げることはやめませうけれども、この航空機の安全性ということについては、所管が航空庁の範疇になるということであれば、この確認というふうなことは、いつそとりやめた方がよろしいと私は思ふ。もしそれをやるのならば、航空証明まで通産省が出すべきものである。その後の運輸による事故に對しては運輸大臣が責任を持つが、しかしできた機体そのものにつきましましては、航空証明でも通産省が出すのでなかつたらば、将来の責任の

明確化ということでは決してできない。必ず責任のつれであり、あとで紛争が起ることだけは間違いないのであります。これ、いかにりくつて申しましても、これが事実となつて現われることだけを予言申し上げておきます。この点私たちは納得はいたしかねるのであります。これをはつきり申し上げておきたいと思ひます。まことに通産省の責任のつれな法案であり、まことに御都合主義の法案である。しかもその責任は運輸省が負うというふうなものでありませう。私どもとしては承服相ならぬ條項でありませうが、この航空証明まで通産省が出すように修正せられるか、あるいはさうでなければ、この八條に出しておりますところの確認書というふうな製造過程、製品の検査を航空庁の所管として、確認書も航空庁の航空証明の中へ一括して含ませる、こういうふうなことに修正せられようとする御意思があるかないか、何つておきたいと思ひます。

○本間政府委員 お説は私も十分拜聴いたしましたのでございませうが、この法案が生産を担当いたします通産省の責任のつれな法案だといふことは、これは見方でありませうが、私どもはさうな考えは微塵もないのであります。からには、航空機の性格にかんがみまして、当然この程度の検査はしなくちゃいかぬという、生産を担当いたしました責任者の最低の線を出しておるわけでありませう。従ひまして修正がどうというふうなことでございませうが、私どもは前にも申し上げた通り、今日の事情におきましてはこれが一番いい法案だと確信して出しておるわけであり

ますから、それ以上のことは国会の権限の方に入ることになつておりますので、答弁を慎みたいと思ひます。○閣下委員 このでき上りました航空機は確認書がなければならぬというふうなきやうな、自由取引の原則からしてもまことに當を得ないというふうなことに私どもも考へるのであります。それを安全の立場からというふうなことでしきりに答弁せられておるが、安全の関係は航空庁の方でやるのでありますから、私どもは何と申してしましてもその点が納得いたしかねるのであります。私はこれ以上議論は申し上げませんが、やがてこれによつて不都合があるということを予言いたしまして、私の質問を終ります。

○阿左衛門委員 多武良君。○多武良委員 この連合審査会におきまして、やはり問題の焦点になつたのは生産行政の一元化であります。二重監督と申しますか、閣下委員もただいまその方面に最も重点を置いて御質問になつておつたやうでありまして、むしろ運輸委員である閣下君が、何も通産省のこの所管についてどうのこうの言つたのではなく、生産行政が一元化されることによつて迷惑をこうむるのはいやしくも生産を担当いたしますからには、航空機の性格にかんがみまして、当然この程度の検査はしなくちゃいかぬという、生産を担当いたしました責任者の最低の線を出しておるわけでありませう。従ひまして修正がどうというふうなことでございませうが、私どもは前にも申し上げた通り、今日の事情におきましてはこれが一番いい法案だと確信して出しておるわけであり

ますから、それ以上のことは国会の権限の方に入ることになつておりますので、答弁を慎みたいと思ひます。○閣下委員 このでき上りました航空機は確認書がなければならぬというふうなきやうな、自由取引の原則からしてもまことに當を得ないというふうなことに私どもも考へるのであります。それを安全の立場からというふうなことでしきりに答弁せられておるが、安全の関係は航空庁の方でやるのでありますから、私どもは何と申してしましてもその点が納得いたしかねるのであります。私はこれ以上議論は申し上げませんが、やがてこれによつて不都合があるということを予言いたしまして、私の質問を終ります。

○阿左衛門委員 多武良君。○多武良委員 この連合審査会におきまして、やはり問題の焦点になつたのは生産行政の一元化であります。二重監督と申しますか、閣下委員もただいまその方面に最も重点を置いて御質問になつておつたやうでありまして、むしろ運輸委員である閣下君が、何も通産省のこの所管についてどうのこうの言つたのではなく、生産行政が一元化されることによつて迷惑をこうむるのはいやしくも生産を担当いたしますからには、航空機の性格にかんがみまして、当然この程度の検査はしなくちゃいかぬという、生産を担当いたしました責任者の最低の線を出しておるわけでありませう。従ひまして修正がどうというふうなことでございませうが、私どもは前にも申し上げた通り、今日の事情におきましてはこれが一番いい法案だと確信して出しておるわけであり

田国務大臣は閣議の委嘱によつて本件を御検討になり、政治的な考慮は全然払つておらない。この問題をいかに解決すべきであるかということ、科学的に、また技術的に、行政的に検討することを申しておられます。私はこの結論に對しまして理想的なものであるとは感じておらないのであります。野田国務大臣の本件に對する態度としては、まさにさうあるべきであり、またその通りであるに違ひないと信するものであります。ところが前回の連合審査会におきまして、運輸大臣はその御答弁にちよつとふしぎな御発言があつたやうに何つたのであります。つまり大臣は本件の決定に際し、何らか政治的な動きがあつてゆがめられて決定がなされたのであるというふうな意味のことをおつしやつておられます。また大庭航空局長官も五月十二日の運輸委員会におきまして、今度の問題は理論的な問題から多少逸脱して、そこにむずかしいものがあつたのではないかと存するわけだといふやうなことを申しておられるのであります。私は責任者たる野田国務大臣の説明によつて、まづたく誤解であり、臆測であつたとして氷解したものと考へておつたのであります。ところが再び最も重要な責任者であるところの大臣から、不明瞭な取引を連想させるやうな御発言があつたことは、まことに重大なものといわなければならぬと思ひます。すなわち野田国務大臣の説明とまづたく相反して、野田国務大臣が何らかの勢力に押されて裁定案をつくられしかも委員会においては、政治的考慮は全然払わなかつた、うそを言つておられると主

田国務大臣は閣議の委嘱によつて本件を御検討になり、政治的な考慮は全然払つておらない。この問題をいかに解決すべきであるかということ、科学的に、また技術的に、行政的に検討することを申しておられます。私はこの結論に對しまして理想的なものであるとは感じておらないのであります。野田国務大臣の本件に對する態度としては、まさにさうあるべきであり、またその通りであるに違ひないと信するものであります。ところが前回の連合審査会におきまして、運輸大臣はその御答弁にちよつとふしぎな御発言があつたやうに何つたのであります。つまり大臣は本件の決定に際し、何らか政治的な動きがあつてゆがめられて決定がなされたのであるというふうな意味のことをおつしやつておられます。また大庭航空局長官も五月十二日の運輸委員会におきまして、今度の問題は理論的な問題から多少逸脱して、そこにむずかしいものがあつたのではないかと存するわけだといふやうなことを申しておられるのであります。私は責任者たる野田国務大臣の説明によつて、まづたく誤解であり、臆測であつたとして氷解したものと考へておつたのであります。ところが再び最も重要な責任者であるところの大臣から、不明瞭な取引を連想させるやうな御発言があつたことは、まことに重大なものといわなければならぬと思ひます。すなわち野田国務大臣の説明とまづたく相反して、野田国務大臣が何らかの勢力に押されて裁定案をつくられしかも委員会においては、政治的考慮は全然払わなかつた、うそを言つておられると主

田国務大臣は閣議の委嘱によつて本件を御検討になり、政治的な考慮は全然払つておらない。この問題をいかに解決すべきであるかということ、科学的に、また技術的に、行政的に検討することを申しておられます。私はこの結論に對しまして理想的なものであるとは感じておらないのであります。野田国務大臣の本件に對する態度としては、まさにさうあるべきであり、またその通りであるに違ひないと信するものであります。ところが前回の連合審査会におきまして、運輸大臣はその御答弁にちよつとふしぎな御発言があつたやうに何つたのであります。つまり大臣は本件の決定に際し、何らか政治的な動きがあつてゆがめられて決定がなされたのであるというふうな意味のことをおつしやつておられます。また大庭航空局長官も五月十二日の運輸委員会におきまして、今度の問題は理論的な問題から多少逸脱して、そこにむずかしいものがあつたのではないかと存するわけだといふやうなことを申しておられるのであります。私は責任者たる野田国務大臣の説明によつて、まづたく誤解であり、臆測であつたとして氷解したものと考へておつたのであります。ところが再び最も重要な責任者であるところの大臣から、不明瞭な取引を連想させるやうな御発言があつたことは、まことに重大なものといわなければならぬと思ひます。すなわち野田国務大臣の説明とまづたく相反して、野田国務大臣が何らかの勢力に押されて裁定案をつくられしかも委員会においては、政治的考慮は全然払わなかつた、うそを言つておられると主

田国務大臣は閣議の委嘱によつて本件を御検討になり、政治的な考慮は全然払つておらない。この問題をいかに解決すべきであるかということ、科学的に、また技術的に、行政的に検討することを申しておられます。私はこの結論に對しまして理想的なものであるとは感じておらないのであります。野田国務大臣の本件に對する態度としては、まさにさうあるべきであり、またその通りであるに違ひないと信するものであります。ところが前回の連合審査会におきまして、運輸大臣はその御答弁にちよつとふしぎな御発言があつたやうに何つたのであります。つまり大臣は本件の決定に際し、何らか政治的な動きがあつてゆがめられて決定がなされたのであるというふうな意味のことをおつしやつておられます。また大庭航空局長官も五月十二日の運輸委員会におきまして、今度の問題は理論的な問題から多少逸脱して、そこにむずかしいものがあつたのではないかと存するわけだといふやうなことを申しておられるのであります。私は責任者たる野田国務大臣の説明によつて、まづたく誤解であり、臆測であつたとして氷解したものと考へておつたのであります。ところが再び最も重要な責任者であるところの大臣から、不明瞭な取引を連想させるやうな御発言があつたことは、まことに重大なものといわなければならぬと思ひます。すなわち野田国務大臣の説明とまづたく相反して、野田国務大臣が何らかの勢力に押されて裁定案をつくられしかも委員会においては、政治的考慮は全然払わなかつた、うそを言つておられると主

田国務大臣は閣議の委嘱によつて本件を御検討になり、政治的な考慮は全然払つておらない。この問題をいかに解決すべきであるかということ、科学的に、また技術的に、行政的に検討することを申しておられます。私はこの結論に對しまして理想的なものであるとは感じておらないのであります。野田国務大臣の本件に對する態度としては、まさにさうあるべきであり、またその通りであるに違ひないと信するものであります。ところが前回の連合審査会におきまして、運輸大臣はその御答弁にちよつとふしぎな御発言があつたやうに何つたのであります。つまり大臣は本件の決定に際し、何らか政治的な動きがあつてゆがめられて決定がなされたのであるというふうな意味のことをおつしやつておられます。また大庭航空局長官も五月十二日の運輸委員会におきまして、今度の問題は理論的な問題から多少逸脱して、そこにむずかしいものがあつたのではないかと存するわけだといふやうなことを申しておられるのであります。私は責任者たる野田国務大臣の説明によつて、まづたく誤解であり、臆測であつたとして氷解したものと考へておつたのであります。ところが再び最も重要な責任者であるところの大臣から、不明瞭な取引を連想させるやうな御発言があつたことは、まことに重大なものといわなければならぬと思ひます。すなわち野田国務大臣の説明とまづたく相反して、野田国務大臣が何らかの勢力に押されて裁定案をつくられしかも委員会においては、政治的考慮は全然払わなかつた、うそを言つておられると主

田国務大臣は閣議の委嘱によつて本件を御検討になり、政治的な考慮は全然払つておらない。この問題をいかに解決すべきであるかということ、科学的に、また技術的に、行政的に検討することを申しておられます。私はこの結論に對しまして理想的なものであるとは感じておらないのであります。野田国務大臣の本件に對する態度としては、まさにさうあるべきであり、またその通りであるに違ひないと信するものであります。ところが前回の連合審査会におきまして、運輸大臣はその御答弁にちよつとふしぎな御発言があつたやうに何つたのであります。つまり大臣は本件の決定に際し、何らか政治的な動きがあつてゆがめられて決定がなされたのであるというふうな意味のことをおつしやつておられます。また大庭航空局長官も五月十二日の運輸委員会におきまして、今度の問題は理論的な問題から多少逸脱して、そこにむずかしいものがあつたのではないかと存するわけだといふやうなことを申しておられるのであります。私は責任者たる野田国務大臣の説明によつて、まづたく誤解であり、臆測であつたとして氷解したものと考へておつたのであります。ところが再び最も重要な責任者であるところの大臣から、不明瞭な取引を連想させるやうな御発言があつたことは、まことに重大なものといわなければならぬと思ひます。すなわち野田国務大臣の説明とまづたく相反して、野田国務大臣が何らかの勢力に押されて裁定案をつくられしかも委員会においては、政治的考慮は全然払わなかつた、うそを言つておられると主

張されるものであります。私は運輸大臣の言葉じりをつかんでどうこう言ひつもりではないのですが、前には航空庁長官からも御発言があつたこととあります。また大臣の御発言ともなると、その影響は非常に大きなものであり、重大なものと考えるのであります。前回の大臣の御発言はどうか、意味のものとありますか、その点まずお伺ひたいと思ひます。

○村上國務大臣 一つの委員会での話であるかよくわかりませんが、私は特に政治的の力が動いてゆがめられたというようなことを申し上げた記憶がないのであります。何らか言葉の不明瞭という点から今御質問になつておるのだと思つてあります。今のお話のように、閣議の内容につきましてはいろいろ申し上げることは差控へたいと思ひますが、お話になりました点について申し上げます。閣議におきましていろいろ論議があつたのであります。しかも冷静にそれ／＼主張があつたのであります。その結果三大臣に一任をするということに相なつた次第であります。三大臣の評議によつて、御承知の四月二十六日の案がでました。内容はいろいろとござります。

○多武重委員 それでよくわかりました。そうしますと閣議の決定におきまして、野田国務大臣と運輸大臣の御意見が、結局するところ同一御意見になつたと解してよろしゅうござりますか。つまり今回の裁定案は、科学的、技術的、行政的に決定せられたものであつて、その間に政治的考慮はまつたく入つていないことをお認めになつておられるのだと存じますが、さうに解釈いたしましたよろしゅうござりますか。

○村上國務大臣 閣議で野田大臣その他二名の方に一任することになりなりました。さうして決定をしたのであります。しかしこれは意見が対立しておりますが、一致しなかつたがゆゑに、さういつたようなことに相なつたのであります。従つて私の意見、またその他の大臣の意見ともこの裁定案が違つておるといふことは明らかであります。違つておるといふことは明らかであります。必要としたのであります。私の意見は終始一貫、これは自分の信念でありまして、何らかわかりません。これはお断りしておきます。しかし閣僚の一員としておる以上、閣議で決定したことは服従することが必要だと思つておられます。

第二段におきまして、政治的の云々というお話がありました。これは政治的という解釈のいかんによると思ひますが、閣議でいろいろ意見を述べ、それが決定するといふような問題は、すべて政治的だと解釈し得るのではないかと私は思ひます。今多武良さんのおつしやつた政治的という意味はどういう意味であるか、私によくわかりませんが、何か特別な事項を指摘になつておるのだと私は思つております。

○多武重委員 それでよくわかりました。次に生産行政の一元化ということについて、いろいろ疑問がありますので、お伺ひ申し上げます。航空機工業は、申すまでもなく長い間の空白期間を経まして、新たに再建されようとするところの工業でございまして、この工業は機械工業の最高水準を行く総合工業と申すか、まことに重要な産業

業でありますから、その再建の一日も早からんことを念願すると同時に、過去の航空機工業にとりまして、その発展の阻害となつた大きな理由の一つであるところの多元的な行政をどうしてもなくしていただきたいというのがわれわれの考えであります。かつて陸海軍から指令が入り乱れまして、朝令暮改と申しますか、航空機工業をいたずらに混乱させていただけであつたという経験は、われ／＼の記憶に新しいところでもあります。このような事態を招いた最も大きな原因は、要するに需要者を所管する官庁が、航空機工業に對しまして、生産行政をあわせて所管しておつたといふこと、ございまして、需要者は数多くあるはずでありますから、需要者側が生産行政を所管するといふ行き方は、必然的に生産行政の多元性を導くことになることは、火を見るよりも明らかでございまして、この工業の再発展に際しまして、需要者のわずかな一部分を所管するにすぎない運輸省が再び戦前の悪弊を再現されようとしておるといふふうに考へられるのであります。これは航空機工業の発展を願う者にとりましては、まことに憂慮にたえないものがあるものであります。先日の閣議決定も生産行政の一元化という建前を尊重してああいうふうな断が下りたものだと思つておるのではありません。この際航空機工業に對する生産行政の一元化という大原則をはつきり打立てるといふことが非常に重要だと思ひますが、これに對する大臣の御見解はどうか、お伺ひたいと思ひます。

○村上國務大臣 過去の実情にかんがみて、ただいま多武良さんから御意見を伺つたのであります。過去において多元的では私なかつたと思つております。軍用機の生産については軍部がもとより所管しておられたと思ひます。しかし民間の航空機の生産についてはすべて航空局が所管しておつたという記憶するのではありません。ただ生産工場があるいは軍用機の注文を受ける、あるいは民間航空機の注文を受けるというために、生産工場においては両方面から軍用機の注文を受けたときには軍部の指揮監督を受ける、また民間航空機の注文を受けたときには航空局の指揮監督を受けるということに相なつたのじやないかと思つてあります。今日日本では御承知の通り、將來はいざ知らず、現在のところでは軍用機の生産といふことは、現段階におきましてはまだ問題になつておらぬと思つてあります。他日の問題であると思つてあります。また民間航空機にいたしましても、生産及び特に航空行政の生産のみならず、その安全性につきましても航空行政の一元化ということが航空機また航空事業の発達をもたらすゆゑではないか、こう考へておるのではありません。しかし航空機の生産は先刻もお話の通り四月二十六日の裁定によりまして生産は通産省で所管して行く、しかしその安全性については航空局が責任をもつて遂行するということに相なつた次第であります。

○多武重委員 ただいまの大臣のお言葉であります。戦前多元的ではなかつたといふようなお話であります。海軍で使う装備品も陸軍で使う装備品も同じようなものの場合に、メーカーとして、陸軍の監督官が来て早く陸軍の方へ持つて来い。それからある日海軍の監督官のところへ行くとその装備品はこつちの方へくれといふようなことで、事案末端の方では非常に迷惑をこうむつておつたのであります。それはともかくとして、航空証明の発行が航空局長官の権限に属してありますが、生産行政の分野に属する検査までもすべて運輸省が行へるような形になつておりますが、それまでしなくともよろしいのではないかと、いろいろ考へるわけでありまして、その例は輸入航空機のごとく、航空法案の中にすら明文をもつて示されておるのであります。大臣は海のかたの事情を察知できない外国のメーカーまたは外国の政府は信頼せられても、国内のメーカーまたは政府部内の他の行政官庁のすることは信頼できないといふような意味にも解釈されるのであります。この点におきかへておられますか、お伺ひたいと思ひます。

○村上國務大臣 お話の前段の陸軍あるいは海軍といふことで、非常にメーカーは困られたといふことは、私も承知いたしております。特に太平洋戦争後半に至つては、やんやわんやであつたと記憶いたしておるのであります。これはもう陸海軍の間においていろいろ問題があつたことは、私も当時さういふ苦々しく感じておつたこととあります。ただ先刻申しましたのは、軍用機はこの法案の範疇外である。これはただ民間航空事業についてのみの問題であることを初めから申し上げたつもりであつたのであります。

○村上國務大臣 過去の実情にかんがみて、ただいま多武良さんから御意見を伺つたのであります。過去において多元的では私なかつたと思つております。軍用機の生産については軍部がもとより所管しておられたと思ひます。しかし民間の航空機の生産についてはすべて航空局が所管しておつたという記憶するのではありません。ただ生産工場があるいは軍用機の注文を受ける、あるいは民間航空機の注文を受けるというために、生産工場においては両方面から軍用機の注文を受けたときには軍部の指揮監督を受ける、また民間航空機の注文を受けたときには航空局の指揮監督を受けるということに相なつたのじやないかと思つてあります。今日日本では御承知の通り、將來はいざ知らず、現在のところでは軍用機の生産といふことは、現段階におきましてはまだ問題になつておらぬと思つてあります。他日の問題であると思つてあります。また民間航空機にいたしましても、生産及び特に航空行政の生産のみならず、その安全性につきましても航空行政の一元化ということが航空機また航空事業の発達をもたらすゆゑではないか、こう考へておるのではありません。しかし航空機の生産は先刻もお話の通り四月二十六日の裁定によりまして生産は通産省で所管して行く、しかしその安全性については航空局が責任をもつて遂行するということに相なつた次第であります。

いろいろお話がありました。この国際民間航空条約の参加国以外でありますれば、これはお話の通りだと思ひます。国際民間航空条約の内容、また特にその付属書の示している構造、強度その他あらゆる試験、検査等はそれぞれ加加盟国である以上は、それらの航空法に盛り込んであるべきであります。たとへて申しますれば、米国の民間航空局、これは生産から一元的に運営まで責任をもつて監督をしている役所だと考へておりますが、米国の民間航空局が国際民間航空条約の内容を包容した米国の航空法に基いて検査をし、証明を発行しておられる。従ひましてその工場のかんにかからず米国の民間航空局が正しき証明をし、またそれに基いて航空証明をしておられるというものであれば、これは当然信頼して可なりだと思つておるのであります。ただ相当期間長期にわたつて使用されている中古品である、あるいは証明発行後相当期間が経過しているものを輸入した場合に、あらためて証明書を発行する、いわゆる検査をし直すということが必要になつて来ると思つております。

○多武良委員 今欧米先進國の航空機がそういうような段階を経て、優秀なものであるということ、航空証明の必要がないというふうに承るのであります。航空法案中に別にこの飛行機ということも書いておりません。従つて場合によりまして、インドとか、あるいは台湾なんかからも飛行機が輸入されるのではないかと、かりにそういう場合にも、全然外國の航空機ならそのまま、そして國內の飛行機は、これは大臣とか、あるいは長官がみずか

ら國內の飛行機の検査を一々おやりになるわけではなくて、要するにだれかがやるわけであつて、それなら通産省の職員を信用されると申しますか、通産省の生産ということに信を置かれてもよいのではないかと、いろいろに解釈されるのであります。この点いかがお考えになりますか。

○村上國務大臣 今外國の飛行機について信用するならばというお話でございまして、外國につきましても前刻申しましたごとく国際民間航空條約の加盟國が、その條約に従つた法律に基いて責任を持つて検査をし、証明書を発行したものは信用して可なりだと思つております。ただ例外として非常にその期間が経過してある。一年以上経過してある、あるいは相当使ひ古しておるといつた場合には、輸入して検査を要するということ、これはもう申し上げるまでもありません。従つて法文にも必ず一年たてば再検査をするとは書いてないのであります。この法案にも何條でありましたか、検査をすることができるといふふうに書き表わしておる次第であります。今お話のように入通産省の方の技術官が検査したものをなげ信用できないかというお話であります。信用してあるがゆゑにこの裁定の中にもその点を書き現わしておる次第であります。

思ひます。先ほど運輸大臣は多武良委員に對して、運輸省が安全性の保持という点についてのみ検査、監督だけではなく、生産の面まで立ち入つて所管することが正しいと考へる、それが自分の信念であるとおつしやいました。その信念で運輸大臣の信念といふものについてもう少し具体的に、内容についてお伺ひしたいと思います。運輸大臣は生産の面まで所管しなければ飛行機の安全性が保たれないというお考えのようでありまして、生産の面について一体どこまで所管しなければならぬとお考えになるのか、この点についてお伺ひしたいと思います。

○村上國務大臣 根本的な御質問であります。すでに關係としてきまつたことのもう一段さかのぼつての御質問でありますので、まことに私としてお答えしにくいのであります。特にその信念の根拠いかんという御質問でありますので、お答え申し上げたいと思つております。交通業務は御承知の通り人命、財産に直接至大の關係があるものであります。一旦事故が發生した場合に重大なる結果を惹起することは御承知の通りであります。従ひまして交通の業務につきましても安全の確保といふことから、その用具の整備といふことが重大な問題であることとこれまた申し上げるまでもないのであります。従ひまして現在船舶にしましても、また鉄道車両、電車等にいたしましても、ただいま申しますような理由のために例外として運輸省で監督行政を掌理しておることは御承知の通りであります。しかも現在船舶生産技術にいたしましても、また鉄道車両特に機関車の製作技術にしましても、世界の最高水準を行つておると申してもあえて過言ではないと思つております。特に航空事業につきましても、その事業の性質上、またハイ・スピードの關係等を考慮しましても、また事故が一旦発生したときには全面的に徹底した悲惨な結果をもたらすといふ点におきましても、航空行政の最大の眼目は航空の安全確保といふ点にあると確信しておるものであります。航空の安全に對する責任が明確にあるといふことが、航空事業の安全なる発達をもたらすについて絶対必要な要件であると確信をいたしておるのであります。言いかえすれば生産につきましても、修理につきましても、また運輸につきましても、これは不可分な一連の航空行政を一元的に処理して行くことが必要であると思つておるのであります。先般のくも星号の事故につきましても、大体において乗務員が錯誤のために判断を誤つたということが直接の原因であるといふことが調査の結果結論が出たのであります。本會議において御報告した通りであります。多くの場合に、乗務員の技術あるいは判断等の誤りから事故が發生したものが、あるいは航空機自体にその事故の原因があつたのか、あるいは両者が競合しておつたのか、こゝろ問題が必ず起るのであります。ひとり航空事業のみならず、船舶事業につきましても、また鉄道、電車の事故につきましても多くの場合二、三のあるいは多種の原因が競合しておる場合がほとんど全部といつてもよい状態なのであります。その都度事故の処理——直接の処理につきましても、あるいは今後その事故をなからしめるという後の方法、

つまり製作等に関しましても、結論を出すことが非常に困難な場合が多いのであります。従ひまして航空行政の最大眼目が安全確保といふ点にある。またそれによつて初めて健全な発達をもたらす得るのだといふことを考へますと、生産から運輸までを一元的に一つの官庁が掌理するといふことが、健全なる発達をもたらすゆゑであるといふことを、私はかたく信じておる次第であります。但しその点はまたいろいろ反對の見解もありまして四月二十六日の裁定ということに相なつた次第であります。

○加藤(鐵)委員 今述べられましたいふゆる運輸大臣の信念については、今までも何つておるわけでありまして、私のお聞きしたいことは一体生産の面にまで立ち入つて所管しなければ責任を負えないとおつしやいますか、その生産の面とはどこまでですか、こゝろのことです。申し上げるまでもなく、航空機は多くの資材の上に立つて、それから加工されます部分品を組み立ててできる。いわゆる高度なる総合機械工業であります。そこで生産にまで責任を負わなければならぬとおつしやいますならば、その原料でありますアルミニウムであるとか、ジュラルミンであるとか、あるいはその他の特殊金属、あるいはゴムといふようなものの生産にまで責任を負わなければ、航空機全体の安全に對する責任を負えないといふお考えでありますか、その限界について承りたいと思ひます。

○村上國務大臣 航空機の生産は船舶生産と同じく、非常に多数の部品が総合的に組み立てられて生産せられるものであることは御指摘の通りであります。

第一類第十一号(附屬の八)、通商産業委員會・運輸委員會聯合審查會議録第四号 昭和二十七年五月二十八日

す。今私の信念として申しました範囲は、もちろん部品につきましても、資材につきましても、航空機の生産工場にこれらのモーターにしても、あるいは素材等についても、その納入について納入検査を責任をもつてやらなくちゃならぬ。生産に關して、責任をもつて進めて行く場合には、船舶生産もあるいは機関車生産も同じく、部品として工場を受取る、あるいは素材として発注して、素材を受取る場合に納入検査を責任をもつてしなければならぬと考えております。

○加藤(鐵)委員 資材あるいは部品については納入検査をしなければならぬとおっしゃいますが、それならば組立てられた、完成された航空機そのものについても、納入検査だけでよいわけではございませんか。

○村上國務大臣 これはもう申し上げるまでもございませぬが、組立てられた完成した航空機を外側だけ見て、ただちにそのすべてが完全であるということは何人もできないことでありまして、そうでありませぬがゆえに、型式証明というものは、まずもって設計のときから見まして、その是なることを確認して、しかもかりに模型を製作いたしましたして、試験飛行をする。しかる上に初めて型式証明を発行し得るのであります。こういうふうになつております。そこまでするやうな工業は非常に他でできないというやうな工業は非常に他に例がないのじやないか、あるいはあるつてもきわめてまれではないかと思つております。これらの点まで国際民間航空条約はそれ／＼詳細に規定いたしておるのであります。組立てられた飛行機はもとより、その飛行機の耐空

証明を出すにあたりましては、もちろん飛行機を実行しまして、その型式証明で計画しておる力が出るかどうかといつたようなこと、その他詳細にわたつて試験をして耐空証明を出し得るのであります。耐空証明を出すについては製作中の工程試験、工程検査が必要であります。また前刻申しました納品の際における納品検査ももちろん必要になつて来ると思つております。その点意義が違つて来ると思つております。

○加藤(鐵)委員 飛行機の組立てについては、設計から一切、生産についてタツチしなければならぬというお考えでありますか、そういう考えからいえますならば、資材の点についても同じことが言えると思つております。今日の飛行機の資材というものは、先ほど船であるとか車両の話をされましたが、船舶、車両の資材も今日は相当良質な一つの規格にはまらなければならぬわけですが、飛行機の資材はさらに数倍する良質なものなければならぬと思つておられますか、そういうことと、たとえばジュラルミンについて、その純度であるとか、その構成の要素等について一々試験あるいは生産の工程について、運輸大臣の理論からいいますと、監督しなければならぬように思つております。そこで運輸大臣の良心に従いますならば、やはりそういうジュラルミンであるとか、あるいは特に特殊合金、そういうものにも、單なる納入検査ではなくして、飛行機の組立て、設計と同じ意味を持つております構成の要素としてその生産の過程というものについて、一々十分に検査、監督しなければならぬ。こういうふうに思つておられますか、そういうことも

のについては今問題にしていないで、ただ納入検査をすればいいというやうなお考えになりますと、村上運輸大臣は資材の点についてははなはだ無責任だ、こういうふうに出て来ると思つておりますが、その点はどうか。

○村上國務大臣 今、資材についても、飛行機の材料に使うもののごときはきわめて良質のものが必要だとおっしゃいました。まことにお説の通りだと思つております。ただ、それならこの資材を生産するところまで目をつけなければ安心ができないじやないかという御質問であります。資材のごときはきわめて単純であります。それは特別良質のものを必要とする、あるいはそれが、規格に合されておるのであります。その規格に合された資材の納入があつた際に、もし疑義があるならば試験をすれば明瞭になるはずであります。複雑性を持つておるか、単純であるかということによつてそこがかわつて来ると思つております。御指摘のやうな資材のごときは、納入検査によつて安心の行く程度に試験ができる、こう考えております。今日船舶につきましても、また機関車、電車等につきましても、すべてただいま申したやうな式で製作をやつておる次第であります。

○加藤(鐵)委員 私が申し上げるまでもなく、近代産業としての精密工業というものは、生産者それ自身が責任を負うという立場でなければならぬものではないと思つております。一々お役所の指導監督を受けなければならぬというものではないと思つております。納入されたものについての試験をする方法は

あるわけですか。それは今村上運輸大臣がおっしゃつた通りです。従つてそういう意味から申しますならば、組み立てられた航空機そのものについても、一定の試験の標準というものがあつて、私はそれでできると思つております。たとえば発動機についての試験あるいはまた機体そのものについての試験というものは、その資材の厳密なる試験によつてできたものについての試験が行われ基盤があり、またそのでき上つたものについては試験ができるという点については、今そのくらいの検査に要するところの能力は科学的にできておると私は思つております。資材は単純だからその生産工程について検査の必要はない、機械は複雑だから生産工程において一々検査しなければならぬ、監督しなければならぬということ、近代産業に携わられる村上運輸大臣の理論としては、私も多少納得がしたわけでありまして、先ほどおっしゃつたことは、私はほとんど常識論にすぎないと思つております。資材は単純である、しかしながら今日の資材というものは単純ではございませぬ。アルミニウムができて、それから純度の高いジュラルミンができるまでの過程は実に複雑なものだと思つております。いわんや発動機その他に使います特殊合金は非常に複雑な過程を経てできるものであると私は考えております。むしろ外に現われた飛行機の組立ての方が、科学的に見れば単純ではないかとさえ私は思つております。従つて組み立てられたものは複雑であるというところは、いろいろなものがあるから、いろいろなものがあつてから複雑であるというにすぎないと思つております。さらにその生産工程については、

通産省がその検査、監督の任に當るわけですが、通産省が監督、検査をするから、運輸省はその責任を負えない、不安でならないというところは、同じ一つの政府の中においておかしな話ではないかと私は思つております。おそらく通産省といえども、最も安全性の高い飛行機をつくらうという趣旨に基いて検査をし、監督をせられるものであると思つておられますが、それらの点について、運輸大臣はどういうふうにお考えになりますか。通産省なるがゆえに、自分の所管に属しておられないがゆえに、責任を負えない、信用ができないというところは、同じ政府の中における管理の立場として実におかしな話ではないかと思つております。先ほど多武良君もおっしゃいましたが、外国のものは耐空証明までしてあるから信用するとおっしゃいますならば、通産省において耐空証明をしたものでも、外国よりも日本の同一政府のやることとありますから、より一層信用ができるということになるわけではないかと思つております。その点について大臣の所見を伺います。

○村上國務大臣 多角的な質問でありますので、せい／＼御質問に従つてお答えしたいと思います。あるいは聞き落しがあるかもしれませんが、そういう場合にはあとから御指摘願いたいと思つております。まず私申し上げたいことは、私の信念の上つて来るところをお尋ねになりましたから申し上げたのであります。今日国会で御審議を願つておりますこの航空法案につきましては、生産は通産省でやつていただく、またその検査の一部分も通産省でやつていただくことになつて、それを前提

として、言いかえますれば、四月二十六日の裁定を前提としてこの法案ができ上つておるのであります。ただ先刻来いろ／＼御質問があつてお答えいたしましたのは、私の信念をお尋ねになりましたので、そのよつて来るところを申し上げたのであります。なお今御質問になつたのも、その信念のよつて来るところの事柄に関連しての御質問であつたように思うのであります。この航空機を生産するよな工場には、もちろんよつばな技術家でおられることはもとより当然であります。工場におられる責任ある技術家の技術を信頼するということは、もとよりなくてはならぬと思つてあります。またそつういふ精神においてこの法案にも盛り込んであるものであります。なお飛行機は、でき上つたものを試験してよければ買つ、もし悪ければ買わなければよじやないか、でき上つたものについてのみ検査さえすれば使用者はよいではないか、こつういふよな御意見の御意見があつたと思つてあります。これが私は考えなければならぬことだと思つてあります。自動車のごとくマス・プロの性質のものでありますれば、チョイスが購入者の方でありますよらしいのであります。また工場側の生産者側の方で多数の製品を羅列して、使用者といふか注文者といふか、購入者に選択の自由を持つてもらつてさしつかえないものだと思います。しかし船舶にしましても機関車にしましてもその他の車両にしましても、特に飛行機のごときは全部注文生産の品物であります。注文者が気に入らないからといつて引取らないといふことになりましたならば、ことに一機で数億円

を要するよな航空機を受取らないといふことがあります。そこにトラブルが起りました、生産業者としては非常な迷惑しごくなことであり、そつういふことが結局航空の健全な発達を阻害することに相なると思つてあります。航空機といふことも将来の発達いかによつてはマス・プロといふことに相なるでしよう。しかしながらここ当分は注文生産によることは認めなければならぬと思つてあります。かるがゆえにでき上つてから気に入つたら購入すればよといふ考えでは、航空行政の完備、言いかえれば航空事業の健全な発達に期し得られないと思つてあります。またでき上つたものを検査して、それで一応さしつかえなければ、航空証明を発行してもよじやないかといふよな御意見のよなに拜聴いたしました。今日高度な技術をもつて複雑な組立てを要する航空機については、でき上つただけではいかぬといふことは、私の一言ではいかぬのであります。国際民間航空条約が明瞭に示しております。すでにわが国も平和条約におきまして、その締結当時において国際民間航空条約に加入するといふことは、政府としても宣明いたしておる次第であります。この国際民間航空条約の示すところによりまして、航空証明を発行するには、これだけの段階において検査、試験をせなければならぬといふことが、條約上の義務として課せられておる次第であります。これをただ航空法案に盛り込んでおるにすぎないのであります。なお、私の信念についてお尋ねになれば、今申し上げる通りにお答えするよりしかたがないのであります。しかし私の信

念を主張することは、今日許されない段階になつておるのであります。要するに民主政治はいろ／＼な意見がそこに入り、多数で進んで行くものであることは申し上げるまでもありません。閣議といふこともまたしかりであります。多数の意見に従うといふことは当然なことでありまして。四月二十六日の裁定が決定しました上は、この裁定に立つて今御審議を願つておる航空法案を立案いたしました次第であります。この点ひとつ御了承おきを願ひたいと思ひます。

○加藤(賛)委員 大臣の信念の問題から話が少し先に進んだので、多少私的質問をお聞きしたいので、多少私的かと思ひますが、私は生産されたものを運輸省の職員が検査しさえすれば、生産者では生産者の責任にまかしておけばよいといふことを断言したわけではない。この生産の面については運輸省が十分検査をして責任を負うといふ建前でありまして、運輸省といふのも飛行機に一番大切なものは安全性であるといふことぐらひはわかつておるわけである。従つて運輸省がそつうした飛行機の性能について全生産工程において責任を負う以上、性能についての責任を負わなければならぬ。安全性といふことは航空機の性能の一部分であるわけですから、運輸省が資材から完成に至るまで、責任を負うたものを運輸省が信用できないといふことははなはだおかしいといふことを申し上げたわけである。外国でできたものは性能検査が十分できておれば信用する、日本の通産省でやつたことはどうも責任が負えないといふことはおかしいと思つた。ただ大臣は自己の責任上自分の所管でや

りたいとおつしやるのだからと思つたわけである。しかし私は同じ内閣の大臣が、他の大臣のやつたことだからどうも不安で責任を負えないとか、また他人のやつたことはおれが責任を負うべき筋ではない、自分がやらなければ責任を負えないといふことは、共同責任の上に立つ内閣としてはおかしいと思つた。ことに検査は大臣がみずからおやりになるわけではないのですから、高度な技術を持つておられますから、高々それを信頼して大臣が責任を負う。従つて同じ内閣の他の大臣がそれを信頼するのは当然だと思つた。人のやつたことは責任を負わぬといふのは、役所のセクト主義のあまりにはなほだしいものではないかと思つたので、その点お聞きしたわけである。

○村上国務大臣 通産省の技術家を信用しないといふ意味は何らないのであります。今お尋ねの趣旨は、通産省において型式証明も航空証明もした後、航空事業者があるいは自家用航空機の場合もあるでしようが、購入すればよじやないかといふお考えは、そつういふかと思つたのであります。もしそつういふかと思つたならば、先刻事故の発生した場合は仮定して申し上げましたよな、運輸と生産、飛行機の安全性といふものが二元的になることははなはだおもしろくないといふことを申し上げた次第でありまして通産省の技術家を信用するとかしないとかいふよな問題には、何ら触れておらぬつもりであります。また率直に申し上げますれば、私は生産をすべて運輸省でやらなければならぬといふことを申し上げたのであります。私に決してないのであります、私の信

念はこつういふ交通用具は生産から運行までを同一の責任者が一元的に責任を持つていふことが、その事業の健全な発達をもちたすゆえんだといふことを前刻申し上げた次第であります。必ずしも航空庁ですべてやらねばならぬ、運輸省でやることも間違ひだといふ理由がありますれば、これはもう航空省といふものを別個につくつて生産から運輸まで一元的行政をやられるのもいいでしよう。あるいは総理府に航空庁を移してやることも、一元的に行くとおつたのであります。ただその場合には交通の総合行政がやりにくくなるといふ点があります。これは必ず別問題といたしまして、私の信念は運輸省でなくちやならぬといふことを申し上げておるのでは決してないのであります。これはひとつ誤解のないよなにお願ひしたいと思ひます。

それから重ねて申し上げますが、通産省の技術家を信頼すべきではないかといふお話であります。外国の製造飛行機は、外国の技術家、試験者を信用するにかかわらず、同一政府のものを信用しないといふことはおかしいといふ御説のように拜承いたしました。これは外国の工場を信頼するのではないのであります。われ／＼は国際民間航空条約を信頼せんければならぬと思つたのであります。この参加国が国際民間航空条約の内容を取入れたそれ／＼の国の航空法によつてでき上つたものであるならば、これは信用せんければならぬと思つたのであります。これが信用できない場合は、すべからず脱退せんければならぬといふことに相なる次第であります。その参加国の航空機であつて、その政府が責任をもつて條約

に基いた型式証明、耐空証明を出して
おるといふものでありますれば、もち
ろんこれは信用せなければならぬと思
うのであります。日本で製作するもの
については、日本で耐空証明その他を
発行して、はじめて航空機が完璧に相
なる次第であります。通産省の役人を
云々というお話をありますが、この航
空法案でもいわゆる四月二十六日の裁
定にも明記されております趣旨によ
つて、通産省の技術家のみならず、そ
の工場の技術家をも信頼して試験その
他をしていただく。そうして本法案に
おきましては、耐空証明はそれらに基
いて信頼して、航空庁長官が発行する
ということに相なつておるのであります
ことと相なつておる次第であります。
○加藤(憲)委員 他の同僚諸君の質問
もあろうと思ひますからできるだけ要
約して質問いたします。今おつしやい
ましたいゆる通産省の役人を信頼す
る、それは製造工場の従業員に検査さ
せておるといふ点から見ても、決して
他を信頼しないわけではないとおつし
やいます。それはこの第十條第六
項、第七項の規定でありますけれども、
通産省の職員をきめる場合に、運輸大
臣に協議しなければならぬというこ
とがあります。一体この協議とはどの
程度のことであるか、これは運輸大臣
の承認を求めなければならぬというこ
の意味だかと思ひます。また第七項の
通商産業省の職員を航空庁長官が指揮
監督することができ、このようにこと
であり、明らかに耐空証明の
検査をする場合に、運輸省がタッチし

てやることになり。この場合に協
議がどの程度かという場合も考えら
れるのであります。協議がどの程度
なかつたらばどういふことになるの
か。通産省の見解でやられるのか、あ
くまで協議がどの程度で、運輸大臣の
承認を求めなければならぬ強いもの
であるのか、そういう点がはつきりし
ておられない。そのやり方いかんによ
つては相当強い運輸大臣の通商産業省の
所管事項についての干渉といふことが
そこに現われて来るのじやないかと考
へられます。私は先ほど来同じ政府で
ありますから、一省のやつたことを他
省が信頼できないことはないというこ
とを申し上げたわけですが、それに対
して運輸大臣は信頼できないことはな
いとおつしやいました。信頼できない
こともないならば、このやり方を
うわけですが、その点についてどうい
う見解を持っておられますか。
○村上國務大臣 十條六項の協議とい
うことを御指摘に相なりましたが、こ
れは承認とかいふような強い意味はこ
の文字には何ら含まれていないと私は
思つております。とにかくお示しのよ
うに同一の政府内でありまして、こ
ういふふうに通産省の技術官を信頼し
て、協力して、きわめて大切な耐空証
明を発行するといふことなのでありま
す。従つて両省のこれら当事者はきわ
めて緊密な協力を要すると思つておる
のであります。今承認といふことは
なくとも、協賛といふこととは
にたくとして、協賛といふようにな
ることもできます。今承認といふこと
は、協賛といふことには進まねばなら
ぬと思ひます。ここに書いてある
文字もそういう趣旨に解釈したい

と思つておられます。
○加藤(憲)委員 協議といふことはお
互いの信頼の上に立てばよく行くこ
とですが、先日来の運輸大臣の考え
方、あるいは通産省当局の考え方を見
ておきますと、これは非常な対立状態
にあると私は見ておられます。そうして
また両省関係の委員会の委員の諸君の
発言を見ましても、この問題について
やはりそれ／＼見解を異にして、非常
な対立状態において議論をされてお
る。このやうな点から見ましても私はこ
の問題は将来相当大きな問題として残
つて来ると思ひます。場合によつて
は、通産省が運輸省の職員を押しつけ
られて引受けなければならぬといふ
やうな事態も起つて来ると思ひます。
従つてただ単に協議といふ言葉だけで
ありますと、結局、最後に引受ける
方の側が非常に強くなつて、おれの方
では引受けられないぞという強い意
見も出て来ると思ひます。そういう場
合に、協議といふことだけでは済まな
い。この言葉は非常にやわらかいけれ
ども、結局、最後に引受ける方の意見
に従わなければならぬ、最後の検査
を通す方の意見に従わなければならぬ
い、こつとやうなことになると思ひ
ます。そういうことは決してないとい
ふ。それら、運輸大臣がおいでになり
ませんが、通産省側のこの点に対する
御意見を承りたい。

とあらぬやうにぞひして行きたい
と考へておる次第であります。
○尾崎(末)委員 今御了解を得ました
が、このことはきわめて重大でありま
すので、関連して質問を申し上げてお
きたいのであります。
加藤委員の御質問に對しまして協議
といふことは、強い意味のものでは
ない、協力をする意味だ、こつとい
ふやうな御答弁があつたのであります
が、これは私はお考え違ひじやないか
と思つておられます。と申しますこと
は、この四月二十六日の閣議決定事項
を、当時主管いたしました野田行政管
理庁長官から御報告がありましたとき
も、文字は入つていないが、この四
一番あとの方に、運輸大臣は安全性
検査についてはすべて指揮命令をする
ことができる、こつといふ意味が含ま
れておるのだ、文字には入つていないが、
指揮命令ができるのだ、こつといふよ
うなはつきりした御答弁になつており
ます。総務会で熱心にこの問題につ
いて説明を求めた。従ひましてこの第三
の中にもありますところの「生産技術
検査は通産大臣の所管とする。」「こ
の二つのところからわかれて来てお
りますのが四の條項であるのであり
ます。その安全性検査については運輸
大臣の所管とするのだ。そうして所
管とするについては、通産省の役人とい
えども、あるいは工場の検査員とい
えども、すべて運輸大臣の指揮監督に
従わなければならぬのだ、こつとい
ふことをはつきり行政管理庁長官から
総務会において、御説明があり、さら
に過

日私どもの委員会に野田管理庁長官に
おいでを願つて、公式に質問をいた
しました際の速記録にもはつきり出て
るのであります。でありますからこ
れらの点ははつきり區別をいたしてお
きませんと、今のやうなところつ
かすの御答弁になつては、あとで私ども
が法案を決定するにあつて非常に困
ることになつて来ると思ひます。だ
からその点について重ねて承りたい。
○村上國務大臣 今の尾崎さんのお説
は、まことにその通りに私も解釈いた
しておりました。ただ今御質問によ
つてお答えいたしましたのは、協議とい
ふ字句の解釈についてのお話で、こ
れは承認といふ意味かというやうな
お話でありましたから、これは協議であ
つて、承認といふ意味ではないといふ
ことを申し上げ、さらにつけて加えて
、運輸省の責任下においでいたる、
検査その他をやつていただく、こ
ういふ緊密な連絡を保ち、緊密な協
力を必要とするものだといふことを申
述べたわけでありまして、あるいは誤
解を来たしたかと思ひますが、あら
ためて申し上げます。
○本間政府委員 加藤委員の御質問
で、通産省に關係いたしておる事
分についてお答えいたしたいと思ひ
ます。尾崎委員も関連質問で御指摘
になりましたやうな關係になつてお
りまして、なるほど議論の上では大分
いろいろなことがあつたかと思ひま
すが、問題は、工場の従業員でも両
省の間でどういふ資格のもの、ど
ういふ要件を備へなければならぬか
といふことを、試験をしてみればよ
うなことになるのであらうと思ひま
すから、法案が成立いたしました

すまでの間にいろいろ議論がございまして、お互いに目的をいたしておられますところ、できるだけ航空機の発達に資するように、そうしてできるだけいいものができるようにというところでやっています。その点については、しかも工場に立入り検査をするような場合には、通産省と運輸省が協議をいたしまして行うことに両省の間で大體話がついているようございします。この点で協議がととのわずに非常なめんどろなことになるというふうには私も考えておらないわけでございます。その点はひとつ緊密に協力いたしまして、できるだけいいもの、しかもできるだけ飛行機工業の技術が進歩するという点で一致するものと考えております。

○加藤(總)委員 この六項の協議ということは、今御説明の通り、言葉自体も非常にやわらかな言葉であります。また御答弁もそれ以外の答弁はできないと思いません。しかし七項へ参りまして、当該通産省の職員を航空庁長官が指揮監督することができるといふことで、はつきりどめを刺してある。今尾崎委員のおつしやつたこの問題がここに現われて来ているわけでありませう。従つて、協議して通産省の職員に行わせるというこの法の文句であります。申すまでも、実際には、先ほど申しましたように、この指揮監督権が相当強く現われて来て、運輸省の職員を使えとか、あるいはまた航空庁長官が通産省の所管事項にまで入つて来て、いわゆるその権限外のことまでいろいろ干渉するといふような事態が現われて来やしないかというのを申し上げたわけです。その点についてそ

ういうことは絶対にないというお考えですか、承りたい。

○村上國務大臣 きわめて重大なる航空証明というものを航空庁長官は全責任をもつてするのであります。従いまして航空証明をなす基礎の試験あるいは検査等、生産工程中におけるこれらの試験等につきましては十分航空庁長官は責任をもつて指揮監督をして行くべきであるというところはもとより当然であると思つております。通産省の仕事を干渉とかいふ言葉が今ありましたけれども、航空証明につきましてはこれは航空庁長官の全責任において行うものでありまして、決して通産省の所管事項ではないと思つております。

けですが、しかしながら閣議における裁定は、生産は通産省、安全の問題は運輸省ということから、所管はつきり區別されているのです。それを安全を保つためにという目的のもとに生産の面までタッチするということ、こへ大きく通産省の所管事項にさびを打込んでいます。しかもこれは通産省の所管ではない、運輸省の所管であるというふうにおつしやいますと、結局閣議における裁定というものからも逸脱して参り、第一條の目的の説明がはなはだ足りないというふうにも思つておられます。その点についてどうお考えになりますか。

○村上國務大臣 前刻私の信念を申しましたので、とかく混同される傾きがおります。また話も二様になつて来るのはやむを得ないと思つておられますが、生産の領域に検査あるいは証明のための手続が入つて来るというお話もあつたように思いますが、それはまったく同感であります。航空機のごとき、また航空事業のごとき高度の安全性を保持せねばならぬものにつきましても、生産とその安全性との間に親切的には区分ができませんけれども、實際面においては区分ができませんという考えを私は信念として持つておるのであります。この点は繰返して申し上げておきます。

○加藤(總)委員 そこまでは一応認めるといたしまして、次の百三十四條の立入り検査の問題ですが、こまで入つて参りますと明らかに通産省の所管事項の領域を侵入して来ることになると思つておられます。百三十四條の「航空機若しくは整備品の整備、改造若しくは製造」ということに対して報告を求めるといふこと、またその次の一号におきまして「航空機又は整備品の整備、改造又は製造をする者」の報告を求めるといふことになりまして、これは明らかに通産省の所管事項の領域を侵入して来ることになると思つておられますが、大臣どう思つておられますか。

○村上國務大臣 こういう高度な技術を要する総合工業であります。ゆえに、完全な飛行機を生産するに於いては、またその安全性を確認する上においても、こつちの施設については非常に重大な関係が必要であります。しかしながら生産は通産省で所管していただくことになりましたので、この條文はただ報告のみを受けるといふようになつておる次第であります。

ては、先ほどお示しのように第十條の七項によりまして製造過程の検査を実施する者は通産省の職員である。その職員について航空庁長官は指揮監督することができ、かつまた航空機生産の所管等に関する件は閣議の裁定による。検査規則、検査標準等は運輸、通産共同の省令で詳細に規定するといふことになつておるわけでありまして、それらの検査規則、検査標準に従つて通産省の職員が航空機の製造過程における検査を実施されるわけでありませう。それを必要に応じては、航空庁長官が指揮監督の立場上、工場に入りまして、その検査官の検査の方法、要領などを見るところに権能をここに書いたわけでありませう。この件につきましては通産省とも事前に打合せができておるわけでありまして、入る場合にはお互いに了解をとつて入つて行くといふふうには、通産省との間に円滑な協定のもとに実施したいと思つておられます。

○加藤(總)委員 必要があつた場合の具体的な事例等についてお伺いしたわけです。先ほど質問いたしました運輸大臣の指揮監督下にある職員が検査しているのに、さらに運輸省の職員が入つて立入り検査をしなければならぬといふことが私はわからないのであります。そこで何か特殊な場合にそれが行われるであろうといふように思われませう。今通産省と円満に話がついておられるわけですが、その円満がはたしてどういふ円満であるかわからぬやむを得ず承認したことであるかどうかわからない。私はそういう場合がしばしば出て来ることは戦争中の二重検査の例に見ても明らかであると思つて

けです。それは多武良委員からもしばしば指摘されました。従つてこういうことを運輸大臣の指揮監督下にある職員が、先ほど運輸大臣が申されました航空庁長官の所管としてやられる以外に、さらに運輸省の職員が入つて立入り検査をしなければならぬという必要はおそらくないかと思ふ。しかもそれがあるとするならば、それはどういう場合であるかということをお伺ひしたいわけです。

○大蔵政府委員 具体的の問題につきましてもこの検査規則、検査標準を実施する上におきまして、あるいはそれが順当になされていくかどうかという面につきまして先ほど御説明申し上げたように、その検査官の実施状況を見るために工場に立ち入り、工場の生産を検査するとか、それを指導するとか、監督するとかいう問題でなしに、通産省の検査官の実施状況を見たいときには、見る機能だけを要求していいわけでは、具体的に申ししても、それが起きる場合と起きない場合、起きることもあるというところは過去の突例かと想定いたしまして、一応それだけの機能だけは法文としてとつておきたいという考えから立案いたしました次第であります。

○加藤(鐵)委員 時間がないから簡単に質問して終わりますが、この検査官の検査の事情を見るために職員を派遣するということが、もし検査官の検査のやり方が悪かつたら、そこへ航空庁長官は意見をさしはさまれるであらうと思ふ。ただ単に検査の状況を見るというだけならばこれは必要がないかと思ふ。その結果に基いてもし不備な点があれば、運輸省側の意見がそ

こにはさまれると思ふのです。そうなりますとここに明らかに二重監督の弊害というものが現われて来るかと思ふのであります。いわゆるお役所のセクト主義というものが強い今日、必ず現われて来るかと思ふのでありますが、その点はどうですか。

○大蔵政府委員 そういふ面につきましては、この検査というものは単に安全性の検査のみに限られ、かつまた通産省の職員もその面においてのみ運輸大臣の指揮監督を受けているわけでありませぬ。また立入り検査をするものにつきましては、その面のみについて実施させていただきます。それ以外のことにつきましては何ら所管となつていないわけでありませぬ。その点につきましては十分職員にそれらの点を納得せしめ、また教育して、そういうことのないように努めて行きたいと考えているわけでありませぬ。御承知のように戦前には航空機製造業法というものがありまして、製造業法は生産技術、生産業者の助長政策でありましたが、半面航空法がありまして、航空機の検査というものは事業法が軍需省に移つた後も、航空局といたしまして別途航空法に基きまして、終戦に至るまで民間機の検査はしていたわけでありませぬ。かつまた航空局が実施していた検査というものは、生産事業関係者から異論が出たということとあまり聞いていないわけでありませぬ。ただ先ほどからいろいろ御質問がありましたが、軍とまた軍の人間が検査をしたというその悪弊が、いろいろ民間の検査官に対して、過去の業績というものを批判されているように感じられるわけでは、この点につきましてはも

う少し御認識を新たにして、過去の航空局の検査官というものは、またそれが取扱つていました製造業の民間航空機というものにつきましての検査の過去の実績につきましては、そういう批判はなかつたということをお伺ひしつて御承知願ひしたいと思います。

○加藤(鐵)委員 過去のことはかりを私は言つておるわけではない。過去に對する認識がややまつておるからという上は御意見ですが、私はそんなことばかり言つておるわけではない。現在のお役所のセクト主義というものは必ず二重検査の弊害がここに現われて来る。そこで運輸省の職員を入れて検査状況を調査させられるときには、そこに意見がさしはさまれるであらう。その意見が対立した場合には、おそれ航空機生産過程において非能率的なものが出て来る。そういう二重監督の弊害をなくするために、むしろこれはやめた方がいいということをお伺ひしつたわけでは、

先ほど来大臣のお話を聞いておつても安全性というのを非常に考えておられる。そういったことは、その安全性確立のためにはおのずから部品と材料とかいろいろなところまで及んで行くといふことになつておるわけですが、それは生産の全工程についていふことになつておるわけでは、何か言葉では限定されておるけれども、少しもそこでは限定されたものがないといふふうに思ふ。他の委員も非常にお待ちの上です。この委員も非常にお待ちの上です。他委員も非常に重要なところで、航空機というふうな必要があるものと考へておるか。またそれをどういうふう

に解釈せられるか。

○本間政府委員 この規定でございませぬが、たゞいま運輸大臣並びに航空庁長官からお話がございませぬが、特別の場合にそういう権能を確保しておくとお伺ひしたと思ふ。それから、実際の場合には、運輸省の人が工場へ入りまして、そして両省の職員が入つて生産業者が非常なめんどうをするという上は、できません。できただけ避けて参らなければならぬと考へておられますので、実際の運用と申しますか、適用の面におきましては、航空庁と十分に連絡いたしまして、御質問の御努力をいたしたいというふうに考へておられます。

○加藤(鐵)委員 どうも本間政務次官は、何か奥歯に物のほさまつたやうな御答弁で、要領を得ないのであります。同じ政府部内で違つた意見は述べたくないという御趣旨ならば、あえて追究いたしません。しかし、私はこんなことは必要ないと思ふ。もしこれを必要とするならば、私は先ほど運輸大臣がおつしやつたように、どこまでも生産の面にまで運輸省がタツチしなければならぬ、いろいろ考へたになつておるわけでは、閣議の裁定そのものに大きな矛盾がある。またこれはまたたかしく協したものにすぎないと考へるが、しかし私もはささかいろいろ考へた。私もはささか近代的多角工業でありませぬ。この飛行機の生産は、工業生産をつかさどるところの通産省が一貫してやるべきで、安全性の面についてのみ運輸省がやればよいといふふうな考へておる。第一條の目的「航空機の航行の安全を図るため」

というのを非常に広義に解釈するのが間違ひであると思ふ。航空機の安全をはかるといふ範圍からいいますと、通産省が所管して、あくまでも責任を持つて、できたものの性能についての検査すればいいわけでありませぬ。そこで最後の組立ての過程において、多少航空庁の検査が必要であるといはしませぬ。こうした航空庁の職員が生産過程の中に入つて、一々調査するといふようなことは、これは将来大きな弊害の起つて来る最大のものであると思ひます。そういう上は、いろいろな点について、なおいろいろお聞きしたいことがある。今までの御答弁について納得のいかない点が多々あります。時間が非常に節約されにありますが、不満足のままこれでお質問を終るわけですが、なお機会があれば、一層これらの点について納得の行くまで質問いたしたいと思ひます。

○阿左美委員代理 大分時間も経過いたしましたので、本日はこの程度にいたしまして、次回の連合審査会開会につきましては、両委員会の委員長と協議をすることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

昭和二十七年六月五日印刷

昭和二十七年六月六日発行

衆議院事務局 印刷者 印刷局